



# いじめ防止基本方針

令和6年4月

木津川市立州見台小学校

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の心や体を深く傷つける重大な人権侵害行為であるとともに、ときにはその生命に危険を生じさせるおそれがあるものです。

また、近年の急速な情報技術の発展と携帯電話等の普及により、メール・ブログ等でのいじめやSNSでの誹謗中傷書き込み・仲間外しなど、新たないじめ問題が起こっています。

こうした中、平成25年9月、いじめ防止等に向けた国や地方公共団体、学校等の責務を明らかにし、その対策の基本となる事項を定めた「いじめ防止対策推進法」が施行されました。

それ以降、いじめの積極的な認知が進め、いじめの認知件数は増加の傾向にあります。各学校や教育委員会等においていじめの解消に向けた取組が進む一方で、未だにいじめを背景とする深刻な事態の発生は後を絶たない状況です。

このような状況下において学校においては、全ての教職員がいじめについての基本認識や、いじめ問題に取り組む基本姿勢について十分理解し、校長のリーダーシップのもと、教育委員会をはじめ各関係機関との連携を図りながら、地域や家庭の協力のもとに、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められています。

このため、州見台小学校は、「いじめ防止対策推進法」に則り、「木津川市いじめ防止基本方針」に準じて、「州見台小学校いじめ防止基本方針」を策定し、教職員一人一人のいじめ防止のための生徒指導力の向上を図るとともに、①毎年度当初において「いじめ防止基本方針」の具体的展開に向けた見直しと共有、②実効的に機能する組織の構築、③発達支持的な生徒指導及び予防的な取組、④いじめを生まない環境づくり、を推し進め木津川市全体で積極的にいじめ防止等の対策に取り組む、いじめを許さない学校づくりを進めていきます。

そして、すべての児童生徒一人一人を大切にし、安心して学校生活をおくることができ、共に「学び」「喜び」「成長し」未来を力強く生きる子どもの育成を目指していきます。

木津川市立州見台小学校

# 目 次

## はじめに

### 1 いじめに対する基本認識

(1) いじめの定義	1
(2) いじめの基本認識	1
(3) いじめの態様	1
(4) いじめの構造	1

### 2 いじめの未然防止

(1) 発達支持的生徒指導の充実	2
(2) いじめの未然防止教育の実施	2
(3) 人権教育の充実	2
(4) 道徳教育の充実	2
(5) 体験活動の充実	2
(6) 「ことばの力」の育成	2
(7) 児童の主体的な活動の充実	3
(8) 居場所づくり	3
(9) 未然防止策の効果検証と見直し	3
(10) 家庭・地域との連携	3
(11) 未然防止策の計画の作成や実施に当たって	3

### 3 いじめの早期発見

(1) いじめアンケートの実施	3
(2) 相談しやすい環境づくり	3
(3) 定期的な教育相談の実施	4
(4) 教職員研修の充実とチェックリストの活用	4
(5) 家庭や地域との連携	4
(6) 関係機関との連携	4

### 4 いじめへの対応

(1) 初期対応	4
(2) 事実の確認	5
(3) 対応の方針決定及び指導	5
(4) 保護者との連携	5
(5) 関係機関等との連携	5

### 5 いじめ問題に取り組む体制の整備

(1) 「州見台小学校いじめ防止等対策委員会」の設置	6
----------------------------	---

### 6 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめの未然防止	7
(2) ネットいじめの早期発見・早期対応	7

<b>7 重大事態への対処</b>	
(1) 重大事態とは	8
(2) 重大事態発生時の学校の対処	9
<b>8 学校におけるいじめ防止基本方針について</b>	9

**【資料編】**

1 いじめ指導マニュアル	(1)
2 組織的ないじめ対応の流れ	(2)
3 重大事態対応フロー図	(3)
4 いじめ防止年間指導計画	(4)
5 重大事態発生時報告様式（いじめに係る重大事態について）	(5)
6 家庭用 子どものサイン発見チェックリスト	(6)
7 相談に関する専門機関	(7)

## 1 いじめに対する基本認識

いじめは「人として決して許されない行為である」とともに、次のことを十分認識し、教職員だけでなく、すべての関係者が連携していじめ防止等の対策にあたります。

### (1)いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法 第二条 より】

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

【文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」 より】

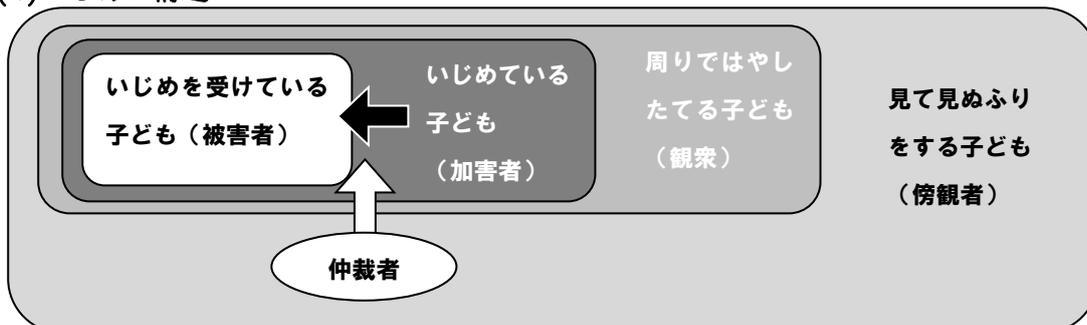
### (2) いじめの基本認識

- ① いじめは、人として決して許される行為ではない。
- ② いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものであり、全ての児童に関係する問題である。
- ③ いじめは教師や大人が気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

### (3)いじめの態様

- ① 冷やかしかからかい、悪口や文句、いやなことを言われる
- ② 仲間はずれや集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤ 金品をたかられる
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、捨てられたりする
- ⑦ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷やいやなことをされる

### (4)いじめの構造



## 2 いじめの未然防止

いじめ問題において、未然防止に取り組むことは最も重要です。

個々の児童の豊かな心をはぐくむとともに、ささいな行為が深刻ないじめへと簡単に悪化しない、いじめが起きにくい学校風土・学級風土をつくることが大切です。

そのために、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、**生徒指導提要にある「発達支持的生徒指導」の取組として、人権教育や市民性教育を通じて「多様性を認め、他者を尊重し、互いを理解しようと努め、人権侵害をしない人」に育つよう働きかけたり、課題未然防止教育として、道徳科や学級活動等において法や本校のいじめ防止基本方針の理解を深めるとともに「いじめをしない態度や能力」を身に付けるための、年間を見通した予防的、積極的な取組を、計画的・組織的に取り組んでいきます。**

### (1) 発達支持的生徒指導の充実

- ① 「多様性に配慮し、均質化のみに走らない」学校づくり
- ② 児童の間で人間関係が固定されることなく、対等で自由な人間関係の構築
- ③ 「どうせ自分なんて」と思わない自己信頼感の育成
- ④ 「困った、助けて」と言えるように適切な援助希求を促し、それを受けとめられる体制づくり

### (2) いじめの未然防止教育の実施

- ① いじめの心理から考える未然防止教育
- ② いじめの構造から考える未然防止教育
- ③ いじめを法律的な視点から考える未然防止教育

### (3) 人権教育の充実

人権教育の取組を教育活動全体に位置づけ、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚をはぐくむとともに、人権意識の涵養を図り、いじめは「相手の人権をふみにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを理解させ、人の痛みを感じることができる心を育成します。

### (4) 道徳教育の充実

幼児期の教育において、発達の段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを持って行動できるような取組など、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組を推進します。また、道徳科の授業を要として、人権教育をはじめ各教科や総合的な学習の時間及び特別活動との密接な連携を図りながら、道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深めることで、望ましい他者とのかかわり方や規範意識を育成します。人権教育部・道徳教育部が連携し、学習参観の実施、保護者との懇談の機会を設定します。

### (5) 体験活動の充実

各教科等における他者、社会、自然との直接的なかかわりによる体験活動を充実させるとともに、ボランティア活動や福祉体験、就労体験等を積極的に実施することで、自己存在感をもち、人と関わることの喜び（共感的人間関係）や、役に立てた充実感（自己有用感）を体験することで、共に生きる心を育成します。

### (6) 「ことばの力」の育成

日々の授業やあらゆる学校生活の場面において、感じる・伝える・考える「ことばの力」の育成を意識したあらゆる取組を展開することで、児童の認識力・思考力・判断力の向上を図り、正しいコミュニケーションによって望ましい人間関係を築ける児童生徒を育成します。

### (7) 児童の主体的な活動の充実

児童会活動等で、いじめ根絶に向けた児童主体の取組を積極的に実施することで、児童のいじめ根絶に対する意識の向上を図ります。

また、クラブ活動、委員会活動等の異年齢交流や地域と協力したあいさつ運動等を通して、互いに認め合い、助け合える児童を育成します。

### (8) 居場所づくり

いじめ加害に影響する要因のひとつであるストレスの緩和に向け、授業や行事等の中で、過度な「競争的価値観」や「不機嫌・怒り」「友人ストレッサー」を生まない取組を推進します。

そのためには、わかりやすい授業の工夫や、授業規律の確立を目指すとともに、授業や行事等の中で、どの児童も落ち着ける場所をつくることと、すべての児童が活躍できる場面をつくりだす工夫に努めます。

### (9) 未然防止策の効果検証と見直し

上記の取組等を、課題発見・目標設定・計画策定・取組実施のそれぞれについての適否を定期的に検証するなど、PDCAサイクルによる計画的な取組をすすめます。

### (10) 家庭・地域や専門的知識を有する者との連携

家庭や地域の協力を得るため、上記の取組等をホームページやたよりを使って、広く広報に努めます。また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教員・警察経験者等いじめの防止等のための専門的知識を有する者との連携を図る取組を推進します。

### (11) 未然防止策の計画の作成や実施に当たって

いじめの未然防止のための年間計画の作成やその具体的な実施に当たっては、保護者や児童の代表、地域住民などの意見を十分取り入れるよう努めます。

## 3 いじめの早期発見

いじめは、早期に発見することが早期の解決につながります。

しかし、いじめは教職員が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすく、エスカレートしやすいものです。そのことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない目もち、**いじめに気付くための組織的な取組**を充実します。さらに、保護者や地域との連携をして、情報を収集する等の取組に努めます。

#### (1) いじめアンケートの実施

いじめがどの程度起きているのかを定期的に把握し、いじめが起きにくくなるような取組を意図的・計画的に行い、その取組の成果を評価し改善するための指標とするため、「無記名式アンケート」を定期的に実施します。

- ・ 実施時期 1学期末及び2学期末（3学期は聞き取り等によるアンケートの実施）
- ・ 実施内容 市独自で作成したいじめに係るアンケート

#### (2) 相談しやすい環境づくり

日頃からの児童との信頼関係づくりをすすめるため、何よりも児童生徒への日常のきめ細かな声かけなどを通じて、児童生徒が「包み込まれているという感覚」を実感できるようにし、気軽に教職員に相談できる関係性を構築するよう努めます。また、教師に直接相談しにくい児童のために、相談できる機会を設けるなどの工夫をします。

児童がいじめを大人に相談することは、非常に勇気がいる行動であり、相談することはいじめの対象になったりいじめが助長されたりする可能性があることも十分認識した上で、いじめの相談を受けたときの対応には細心の注意を払います。

さらに、日頃から「いじめられた子を最後まで守り抜く」気持ちを持ち続けるとともに、その姿勢を児童に伝えることで、相談しやすい環境をつくります。

### (3) 定期的な教育相談の実施

日常的な相談活動に加えて、いじめアンケートの結果を踏まえた上で、すべての児童を対象とした教育相談を定期的の実施します。

- ・ 実施時期 それぞれのいじめアンケートを実施した後の期間  
年間1回以上実施
- ・ 実施方法 個別面談形式

### (4) 教職員研修の充実とチェックリストの活用

教職員のいじめ対応そのものに関する研修や、教職員の「気づき」の力を高める研修等を計画的・定期的の実施します。毎月の定例生徒指導部会で、学級・学年の実態を交流します。

また、「いじめのサイン発見チェックリスト」や「教職員の振り返りチェックリスト」を活用し、いじめの早期発見に努めます。

### (5) 家庭や地域との連携

学校がいじめに関する基本方針やいじめアンケートの結果等を、PTAの各種会議や保護者会等において情報提供するとともに、積極的に意見交換を行い、保護者と協力していじめ問題に対応します。

また、保護者対象のいじめに関する研修会や講演会を実施したり、「家庭用子どものサイン発見リスト」の活用を促したりするで、家庭教育の大切さを具体的に理解してもらいます。

さらに、学校の取組や教育委員会の取組の広報活動を、HPや学校だより等で行うことで、地域の関心を高め、地域ぐるみでいじめ問題に対応します。

### (6) 関係機関との連携

日頃から警察や法務局、児童相談所等との連携を図り、協力していじめ問題に取り組みます。

## 4 いじめへの対応

いじめを認知した場合は、いじめへの対応の原則の共通理解を図り、いじめを重大事態に発展させないよう困難課題対応的生徒指導の取組を進め、学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込まず、以下の点に留意しつつ、学校全体で組織的かつ早急に対応することが必要です。

### (1) 初期対応

- ① 直ちに学年主任や管理職に報告の上、対策組織において、まなび生活アドバイザー等を交えたケース会議で丁寧なアセスメントを行い、多角的な視点から組織的対応を行う。
- ② いじめを受けた児童やいじめを通報してきた児童生徒の安全を直ちに確保する。

## (2) 事実の確認

- ① 個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立っておこなう。
- ② 事実確認の際には、児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。
- ③ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、組織的に判断する。
- ④ いじめを受けていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童をきめ細かく観察し、周辺状況等を客観的に確認する。

## (3) 対応方針の決定及び指導

- ① 対応・指導のねらいを明確にし、共通認識を図る。
- ② いじめの認知から対応方針の決定までは、いじめを認知したその日のうちに対応することを原則とする。  
なお、いじめが重篤な場合や、いじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合等は、把握した状況をもとに、十分に検討し、慎重に対応する。
- ③ いじめを受けた児童へは、必ず解決できる希望が持てることを伝えるなど、心配や不安を取り除くよう努める。必要に応じて、いじめを受けた児童生徒の学校内外における教育環境・教育機会の確保に努める。
- ④ いじめた側の児童に対しては、成長支援の観点からいじめた気持ちや状況等について十分に聞き、その児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めるとともに、「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした態度で指導し、状況に応じて適切な懲戒を与える。必要がある場合はいじめた側の児童生徒を別の教室等で学習させる等の措置を行う。
- ⑤ その行為が「いじめに当たる」と判断した場合であっても、好意から行った行為が意図せず相手側に心身の苦痛を感じさせてしまった場合等については、行為を行った児童に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する。
- ⑥ いじめを傍観していた児童生徒に対しては、自分の問題として捉えさせ、たとはいじめを止められなくても、誰かに知らせる勇気を持つように指導する。また、はやし立てるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為は、いじめに加担する行為であることを十分に理解させる。

## (4) 保護者との連携

- ① いじめを受けた児童の保護者へは、家庭訪問等で直接面談し、事実関係を適切に伝えるとともに、適宜連絡を密に取る。
- ② いじめた側の児童の保護者へは、正確な事実関係を説明するとともに、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。  
また、当該児童の変容を図るために、家庭とともに今後のかかわり方等を一緒に考える。

## (5) 関係機関等との連携

- ① いじめ行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合や、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには、警察へ早期に相談する。
- ② 関係機関等との間で連絡窓口となる教職員を事前に指定し、関係機関に周知する等の連携を図る。
- ③ いじめを認知した場合には、適宜、教育委員会に報告する（重大事態以外は月例報告）。

## (6) いじめの解消

- ① いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。
- ② いじめが「解消している」状態とは、少なくとも「いじめに係る行為が止んで相当期間（少なくとも3カ月を目安とする）継続していること」「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じて、他の事情も勘案して判断する。

## (7) いじめ解消後の継続的な指導

- ① いじめが再発する可能性が十分にあることを踏まえ、被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察を行い、必要な心のケアや指導を継続的に行う。
- ② 再発防止のために事例を検証し、日常的に取り組む内容を検討の上、いじめを許さない学級・学校づくりの取組を計画的に進める。

## 5 いじめ問題に取り組む体制の整備

いじめの未然防止や早期発見・早期対応に向けて、その取組を検証し、問題発生時に、早急かつ的確に対応し、早期に解決を図るための体制を整備します。

### (1) 「州見台小学校いじめ対策委員会」の設置

本校においては、いじめの未然防止、早期発見及びいじめへの対応を実効的におこなうため、その中核となる委員会を、以下の主な役割や構成員により設置します。

#### 【主な役割】

- ① 学校の基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成（研修計画等も含む）・実行・検証・修正の中核となる。
- ② 自校のいじめの実態を把握し、対策を検討するため定期的に会議を開催するとともに、状況に応じて臨時に会議を開き、いじめ問題に対応する。
- ③ いじめの相談・通報の窓口となる。
- ④ いじめの疑いに関する情報（いじめアンケートや教育相談等の結果）や児童の問題行動に係る情報の収集と記録を行うとともに、全教職員に情報の共有を図る。
- ⑤ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的にするための中核となる。

#### 【構成員】

- 管理職
- 教務主任・主幹教諭等
- 生徒指導主任
- 教育相談主任 等

### 【組織設置・構成上の留意点】

- ① いじめ対策組織は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う組織であるので、他の組織と併せず単独で設置することが望ましい。
- ② 学校の規模等に応じて、学年主任や養護教諭を加える等、学校の実情を考慮した組織にする。
- ③ 該当児童の担任等、児童とかかわりの深い教職員を適宜加えられる等、柔軟性を持たせた組織とする。
- ④ 状況に応じて、拠点校の中学校と協議の上、スクールカウンセラーの派遣を要請する等、より実効性のある組織とする。また、まなび生活アドバイザーやスクールソーシャルワーカーや学校医、学校評議委員やPTA役員等にも協力を得られる体制を整備しておく。
- ⑤ 「木津川市いじめ防止等対策チーム」や「木津川市小中学校いじめ・生徒指導担当者会議」と連携を図る。

## 6 インターネット上のいじめへの対応

急速に進歩しているインターネットやスマートフォン等を利用したいじめに対応するため、インターネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要があります。

### (1) インターネット上のいじめの未然防止

学校での情報モラルに関する指導は重要ですが、学校の指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、以下のことについて家庭・保護者と連携し、双方で指導を行う必要があります。

#### 【学校が取り組むべきこと】

- ① 児童に対する情報モラルに関する指導は、情報教育の中だけではなく、道徳の授業や各教科の指導の中でも積極的に取り扱うこととし、指導した内容については、通信等を通じて保護者に伝えることで、家庭との連携を図る。
- ② インターネット上のいじめ防止に関する情報や協力依頼を、保護者懇談会やPTAの各種会議等で積極的に広報するとともに、PTAと連携して、最新の情報モラルに係る問題についての研修会を実施するなど、保護者の関心を高める取組を実施する。
- ③ 他のいじめへの未然防止と同様、児童会等の主体的な取組を支援し、児童の意識の向上を図る。

#### 【家庭に協力を依頼すること】

- ① 児童のパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であるため、その使用方法や使用時間などの具体的なことについて、ルールを決めてもらうよう協力を求める。
- ② 特に、スマートフォン等へのフィルタリングの普及促進についての啓発を行う。

### (2) インターネット上のいじめの早期発見・早期対応

インターネット上のいじめは、学校等での人間関係に起因するものの、学校内で行われることがほとんどなく、さらに発見しにくいいじめの一つです。そのために、学校における児童一

人一人への予断を許さない観察はもちろん、家庭での気づきを促す取組が必要です。

【学校が取り組むべきこと】

- ① いじめアンケートに加え、インターネット上のいじめに特化したアンケート等を実施することで、児童の状況を把握し、対策を検討する。
- ② 書き込みや画像の削除、チェーンメールへの対応等、具体的な対応方法について研修するとともに、保護者への助言や協力を依頼する。

【家庭に協力を依頼すること】

- 家庭においては、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた児童が見せる小さな変化に気づけるよう、未然防止と合わせて保護者への啓発を行う。

## 7 重大事態への対処

万が一、いじめによる重大な事態が発生した場合には、その事態に対処するとともに、同種の重大事態の発生を防止するため、速やかに対処しなくてはなりません。

### (1) 重大事態とは

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされる疑いがあると認めるとき。

【いじめ防止対策推進法 第二十八条 より】

・「いじめにより」とは

各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめであることを意味する。

・「生命、心身又は財産に重大な被害」とは

いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば

- 児童生徒が自殺を企画した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合      などのケースが想定される。

・「相当の期間」とは

不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記の目安にかかわらない。

【文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」 より】

- 児童又は保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申出てがあったときには、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。児童又は保護者からの申立ては、学校が把握していない重要な情報である可能性があることから、調査しないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

## (2)重大事態発生時の学校の対処

- ① 学校は、速やかに市教育委員会へ報告する（まずは、第一報、その後別紙様式で）。
- ② 学校は、市教育委員会との協議の上、速やかに組織を設け、調査を行う。その際の調査主体は、事態の状況により、教育委員会が判断し、学校が調査する場合には市教育委員会は情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。  
また、その際実施するアンケート等の結果は、いじめを受けた児童及びその保護者に提供する場合があることを、事前に調査対象となる在校生及びその保護者に説明する。
- ③ 学校は、調査機関に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。
- ④ いじめを受けた児童及びその保護者に対する調査結果の提供は、学校と教育委員会とが連携し、適切に行う。また、適時・適切な方法で経過報告も行う。
- ⑤ 情報提供に際しては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことはあってはならない。

## 8 学校におけるいじめ防止基本方針について

本校は、いじめの未然防止、早期発見・早期対応等に向けて、「州見台小学校いじめ防止基本方針」を定めます。

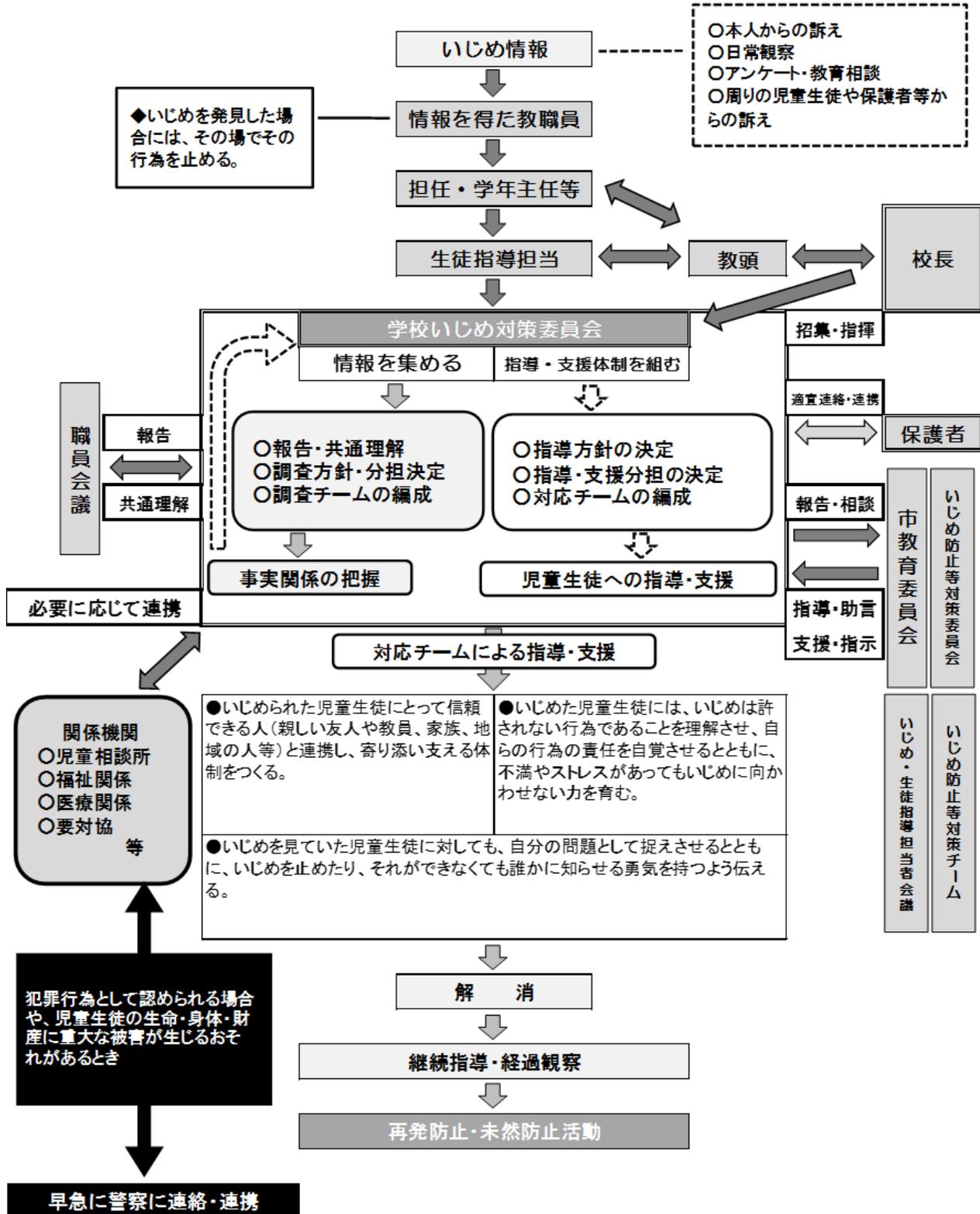
また、定めた方針はホームページ等で公表したり、児童、保護者、関係機関等に説明したりすることで広く周知を図り、家庭や地域等との連携・協働を図ります。

さらに、基本方針に基づくいじめ防止のための取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、取組の検証と改善に努めるとともに、基本方針そのものについても定期的に見直しを図り、より実効性の高いものを目指します

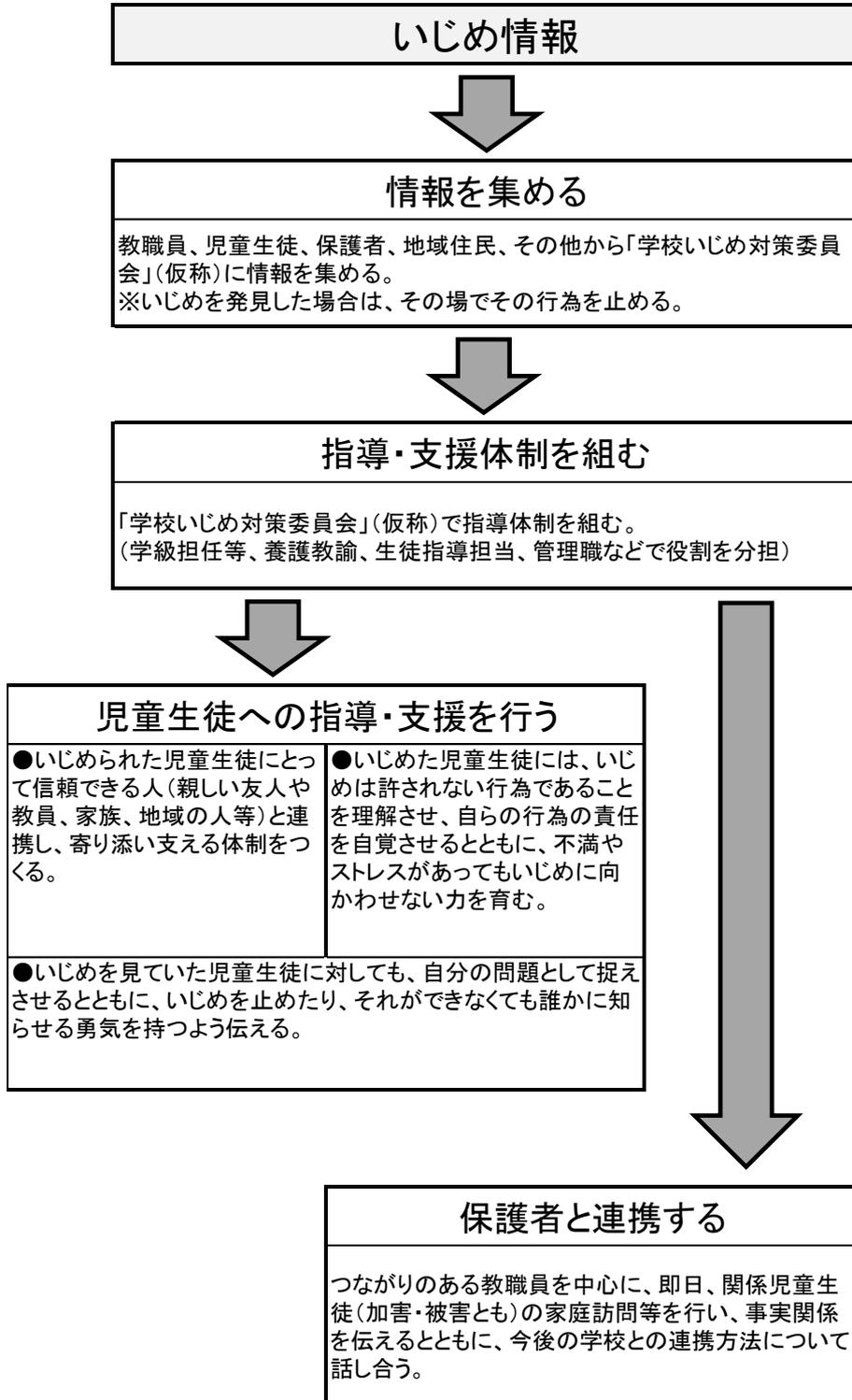
# 資料編

# いじめ指導マニュアル（組織的ないじめ対応の流れ）

- ◆ 常に状況把握に努める
- ◆ 随時、指導・支援体制に加え、組織でより適切に対応する



# 組織的ないじめ対応の流れ



常に状況把握に努める  
随時、指導・支援体制に加え、組織でより適切に対応

参考(文科省より)

(2)

# 重大事態対応フロー図

## いじめの疑いに関する情報

- 学校いじめ対策委員会(仮称)で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を市教委に報告(重大事態以外は月例報告)

## 重大事態の発生

- 市教委に重大事態の発生を報告(まずは第一報。その後別紙様式で)
- ※市教委から市長へ報告

## 市教委が、重大事態の調査の主体を判断

### 学校が調査主体の場合

市教委の指導・助言もと、以下のような対応に当たる

#### ● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。
- ※ 州見台小学校いじめ対策委員会を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も検討する。

#### ● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合う。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

#### ● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査によって明らかになった事実関係について、情報を適切に提供(適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい)。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に立ち、その旨を調査対象者に説明する等の措置を行う。

#### ● 調査結果を市教委に報告(※市教委から市長に報告)

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

#### ● 調査結果を踏まえた必要な措置

### 市教委が調査主体の場合

#### ● 市教委の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

# いじめ防止年間指導計画

		4月	5月	6月	7月	8月
1 学期	対策委員会	方針・指導計画等の作成			・アンケート結果分析等 ・1学期のまとめ	
	職員会議等	職員会議で方針等共有				教職員研修
	未然防止に向けた取組	学級・学年づくり・人間関係づくりの取組		児童会等による取組		
	早期発見に向けた取組	← 随時教育相談 →		いじめアンケート	← 教育相談週間 →	
			保護者向け啓発 ※1		保護者向け啓発 ※2	
		9月	10月	11月	12月	
2 学期	対策委員会	2・3学期の計画			・アンケート結果分析等 ・2学期のまとめ	
	職員会議等					
	未然防止に向けた取組	学級・学年づくり・人間関係づくりの取組		児童会等による取組		
	早期発見に向けた取組		いじめアンケート	← 教育相談週間 →		
				保護者向け研修会	保護者向け啓発 ※3	
		1月	2月	3月		
3 学期	対策委員会			年間のまとめ 方針見直し等		
	職員会議等		教職員研修			
	未然防止に向けた取組	児童会等による取組				
	早期発見に向けた取組	← 随時教育相談 →		いじめアンケート		

## 保護者向け啓発

※1 本校のいじめ防止方針の周知や、家庭への協力依頼を行う。

※2 いじめアンケートの結果や1学期の取組状況等を伝える。

※3 いじめアンケートの結果や保護者向け研修会の様子等を伝える。

## いじめに係る重大事態について（報告）

1 学校名 木津川市立 学校（児童生徒数 名 学級数 ）  
校長名

2 重大事態の具体的事象（例：自殺未遂）

3 当該児童生徒名  
氏名（ ）（ 歳）（第 学年 組 男・女）  
担任名（ ）

4 事象の概要

(1)重大事態発生日時及び場所

(2)重大事態の具体的な内容

(3)重大事態に至るまでの経緯

（現在、重大事態に至った理由として学校が把握している事実及び疑われる事象を含む）

(4)学校の対応（含；保護者対応）

(5)今後の予定等

（注）記入に当たっては、他の児童生徒のプライバシー等に十分配慮すること。

## 家庭用 子どものサイン発見チェックリスト

年 組 ( )

以下の項目を参考に、お子さまの様子を観察してみてください。当てはまる項目があり、それが度重なるようでしたら、担任にご相談ください。

	項 目	○×
1	表情が暗くなり、言葉数が少なくなった	
2	学校のことをあまり話さなくなった	
3	朝から体調不良を訴え、登校をしづるようになった	
4	感情の起伏が激しくなったり、親や兄弟に反抗したり、八つ当たりしたりするようになった。	
5	すり傷やあざ等を隠すようになった(風呂に入ることや裸になることを嫌がる、自分でけがをしたという)	
6	家族と過ごすことを避け、部屋に一人でいることが多くなった	
7	友だちからの電話に、暗い表情が見られるようになった	
8	学用品をなくしたり、壊すことが増えた	
9	教科書やノートに落書きをされたり、破られたりするようになった	
10	衣類が破れていたり、汚れていることが増えた	
11	食欲がなくなった	
12	言葉遣いが乱暴になった	
13	家から品物やお金を持ち出したり、金品を要求したりするようになった	
14	不振な電話や嫌がらせの手紙がくるようになった	
15	友だちからの電話で、急に外出することが増えた	
16	投げやりで集中力が続かないようになった	
17	「引越しをしたい」「転校したい」と言うようになった	
18	友だちへの口調が命令口調になっている	
19	家で買い与えた物ではない物を持っている	
20	家で与えた以上のお金を持っている	
上記以外で、お子さまの様子に気になることがありましたら、お書きください。		

## 相談に関する専門機関

- ◇ 24 時間子供 SOS ダイアル  
0120w-0-78310  
(なやみ言おう)
- ◇ 京都府総合教育センター・ふれあいすこやかテレフォン (24h 対応)  
※ 教職員の相談も受け付けています。  
075-612-3268(3301)  
0773-43-0390  
メール相談  
<https://www.kyoto-be.ne.jp/ed-center/cms/?p=1027>
- ◇ ネットいじめ通報サイト  
パソコンから <http://www.kyoto-be.ne.jp/gakkyou/netijime.htm>  
携帯電話から <http://www.kyoto-be.ne.jp/gakkyou/knetijime.htm>
- ◇ 少年サポートセンターヤングテレホン (24h 対応)  
075-551-7500
- ◇ 京都いのちの電話 (24h 対応)  
075-864-4343
- ◇ 子どもの人権 110 番  
0120-007-110
- ◆ 木津川市いじめ防止等対策チーム(木津川市教育委員会学校教育課内)  
0774-75-1230(午前 8 時 30 分～午後 5 時)